

大坂の町々と三井

——判元見届けのための町代上京をめぐって——

西 坂 靖

はじめに

一 判元見届けのための町代上京

1 判元見届けとはなにか

2 三井側の認識と対応

二 判元見届けにみる町々と三井の関係の推移

1 高麗橋一丁目の場合

2 斎藤町の場合

おわりに

はじめに

本稿での基本的な問題関心は、近世の巨大商人資本・三井と、近世の都市社会（就中、都市社会を構成する基礎組織である個別町）との関係の態様の解明にある。そのため、近世後期の大坂を対象として、京都に本拠を置く三井と、大

坂の町々との関係・交渉について検討を試みたい。

十八世紀以降、三井は大坂において二〇〇〇の町に抱屋敷（不在家持として有する町屋敷）を有していたが、抱屋敷を持つことよって不可避免的に、各町の構成員の一員としての権利・義務が発生した。三井と各町との間には個別的かつ密接な関係が存在していたのであり、三井は抱屋敷群を維持するために、町々との個別的な関係を保持していかなければならなかったのである。本稿において取り上げる、抱屋敷譲り替えの際の〈判元見届けのための町代の上京〉も大坂の町々と京都に本拠を置く三井との個別的な関係保持のための手続き行為のひとつである。

三井のような大商人資本と、近世都市社会を構成する基礎組織である個別町の関係について、研究史を振り返って見れば、近世前期の三井と個別町の関係の展開について、「商人の論理」と「町の論理」との対抗という枠組みを提示し、前者による後者の圧伏として近世都市の展開を位置づけた吉田伸之氏の研究がまずあげられなければならない。¹⁾これについて、本稿での問題関心からは、町と三井の対抗関係のとらえ方に関する議論に加えて、町共同体と町屋敷所有の意義づけに関する議論に注目したい。そこで吉田氏は、〈町屋敷所有の人格性〉という興味深い視点を示している。友愛と連帯を基礎とする「町の論理」はこの〈町屋敷所有の人格性〉を前提とするものである。この視点に立てば、町中に加入する際の「みしられ・振舞」などの儀式は新しい家持と町屋敷との人格的結合にとって不可欠な意味あいを持つものとして意義づけられる（さらに吉田氏は十七世紀から十八世紀にかけての京都の町屋敷売買証文の検討から、町屋敷の人格性の希薄化を論じている）。

筆者は先稿において、京都に本拠を置く三井が大坂において所有していた抱屋敷の管理の在り方を、大坂両替店の担った機能、および町との関係を媒介する代判人・家守に着目して検討した。²⁾ここでは、三井にとって町屋敷所有が単なる資産保有の手段としてしか意味を持たず、町屋敷の人格性の認識は早くに消失したこと、したがって町の側の町屋敷

認識との間にギャップが存在することを示唆した。しかし具体的にどのような軋轢が、三井と大坂の町々との間に存在したのかという検討は後日の課題とした。そこで本稿では、〈抱屋敷所有の人格性〉という吉田氏の所論に学びつつ、抱屋敷をめぐる三井と大坂の町々との関係とその変容について検討を試みたい。吉田氏による三井と町との検討は、近世前期の三井の膨張期における、三井の存立・発展を賭けての争いを対象としたものであったが、ここでは、三井のような大商人が自己の利害を貫徹させ巨大化を遂げ、積極的な抱屋敷集積を停止させたと目される時期（十八世紀中期以降）について検討する。具体的には、抱屋敷の譲り替えの際の手続きをめぐっての大坂の町々と京都に本拠を置く三井との交渉のありかた、とりわけ町々から三井に対して出された〈判元見届けのための町代上京〉の要求に着目し、以下の二点について検討を進めて行くことにする。

(1) 大坂の町々の〈判元見届けのための町代上京〉とはどのようなものか。それは町々のどのような論理・性格を反映していると考えられるか。一方三井の側では、〈判元見届けのための町代上京〉をどのように認識し、対処しようとしているか。（↓一章）

(2) 大坂の町々と三井との関係の変遷のなかに、〈判元見届けのための町代上京要求〉はどのように位置付けられるか。（↓二章）

なお、大坂における三井の抱屋敷所有の状況および抱屋敷管理のありかたについては、筆者の先稿を参照された³⁾。

(1) 吉田伸之「町人と町」〔講座日本歴史5 近世1〕、東京大学出版会、一九八五年。

(2) (3) 西坂靖「三井大坂両替店の抱屋敷管理と代判人・家守」〔三井文庫論叢〕二一号、一九八七年。

一 判元見届けのための町代上京

1 判元見届けとはなにか

ここでは〈判元見届けのための町代上京〉について具体的に明らかにし、その持つ意味を、大坂の町々の立場から考察する。〈判元見届け〉とは、概括的に言えば、不在家持の抱屋敷の譲り替えの際に、町の側が、譲り受ける新しい家持当人〔判元〕（とその印形）を確認〔見届け〕するために、町の使用人である町代を派遣する行為である。三井の抱屋敷の場合、家持は三井家同族であり、彼らは京都住まいであるから、大坂の町の町代は京都に派遣されることになる。まず〈町代の判元見届け上京〉とはどのようにして行なわれるものか、具体例を提示することにした。次の史料は、三井大坂両替店の永代記録である「永録」に記載された、安永四年（一七七五）正月の、高麗橋一丁目南側四軒役・本町の大坂本店の抱屋敷名前の譲り替えに関する記事である。これは、三井を代表する名称である八郎右衛門名前が高登（伊皿子家三代目）から高濑（北家五代目）に譲られたことに随伴した、抱屋敷の譲り替えである。（傍線引用者、以下同じ）

〔史料1〕⁽¹⁾

一 ^(高麗橋一丁目) 町年寄へ元八様御頼状左之通、^(家守) 尤於当地相認、十右衛門相届させ候

(略)

右之書状十右衛門持参致候所、委細相心得候由、御急候ハ、当晦日吉日候へハ可致帳切、左候ハ、御判元見届として丁代勘
蔵明後廿六日指為登可申候、御急キ無之候ハ、来月^a二而も八郎右衛門殿御下之節可致帳切、夫二而ハ御一家方御印形丁表江

入出有之候へハ判元見届ニ不及申段被申越候、然とも来月八郎右衛門様帳切ニ御出座被成候而は何角御面倒ニ可在之ニ付、先格之通晦日ニ帳切御済被成可被下候様申入候、借又本鞆町方へも十右衛門も同日申入候所、是以丁代一緒ニ指為登可申候様、依而何れも廿六日夜舟ニ而罷登申候事

小野十右衛門、供卷人、当町丁代勘藏、下役卷人、本鞆丁代兵助、下役卷人
右同道ニ而廿六日夜舟罷登申候、尤店表より三十石船片間借切、弁当拵遣ス

(略)

一 小野十右衛門、両町丁代兩人共、廿七日七ツ時京着致候由、夫々主中様方御宅へ相廻ル

立売元八様、御讓方

御茶御菓子御出し被遊候由

新町元之助様、御証人

御茶斗

出水助八様、同断

同

油小路八郎右衛門様、御名前

吸物四度御酒

右之通相廻り候所、夜四ツ時京本店へ参候由、一汁三菜ニ而膳出し被申候由、丁代兩人別宿いたし、何角都合克相済、いづれも廿八日罷下ル（後略）

右によれば、抱屋敷の譲り替えの手続きは、先家持の元八（伊血子家三代目高登、京都西洞院通中立売上ルに居住）から「当町年寄」（高麗橋一丁目町年寄）にあてて、譲り替えを通知する「御頼状」を出すことから始まった。もつともその頼状は「当地」に大坂において作成され、正月二四日に、当該抱屋敷の家守小野十右衛門によつて高麗橋一丁目に持参された。そこで町の側と、譲り替えの手続きについて折衝がなされ、高麗橋一丁目町代勘藏が「御判元見届」のため上京することが決まった。本鞆町についても同様に決定した。そして正月二六日夜に、小野十右衛門・高麗橋一丁目町代勘藏・本鞆町町代兵助らが、船で上京した。翌二七日朝に京都に到着、譲り証文の連署者である立売元八（先家

持)・新町元之助(証人、新町家四代目高典、新町通六角下ルに居住)・出水助八(証人、小石川家四代目高董、油小路通水上ルに居住)・油小路八郎右衛門(新家持、北家五代目高清、油小路通二条下ルに居住)の居宅を巡った。最後に京本店(室町通二条上ル)で供応をうけ、一泊。翌二八日に町代兩人は大坂に帰り、以上で〈判元見届けのための町代上京〉は無事終了した。

右の史料から、まず第一に、〈判元見届けのための町代上京〉の手続きの概要について次のようにまとめることができる。すなわち①譲り替えなど抱屋敷の名前人(Ⅱ家持)変更の際に、②抱屋敷所在町(ここでは高麗橋一丁目・本靱町の町代が、家守(ここでは小野十右衛門)に連れられて京都に上り、③譲り証文の連署者である譲り主Ⅱ先家持(元八)・証人(元之助・助八)・譲り請主Ⅱ新家持(八郎右衛門)の居宅を巡り、それぞれ当人と対面する、というものである。ここでは明示されていないが、対面の際には、町宛に出される譲り証文への捺印もなされる²⁾。

また、三井の側は、町代たちを上京させるために船を手配し、弁当を用意するという出費を強いられていること、さらに京都においても三井家同族の居宅や京本店において町代たちの接待を行なわなければならないことにも留意しておきたい。

右の史料から第二にわかることは、〈判元見届けのための町代上京〉は、帳切(水帳の名義変更の手続き)の際に、新家持が立ち会えないことの代償行為であることである。すなわち、高麗橋一丁目の側は、八郎右衛門が大坂に下ってきた時に帳切を行なうならば、町代の上京に及ばず(傍線a)と申し越して来ているが、三井の側で、八郎右衛門が帳切に立ち会うのはなにかと面倒であるとして(傍線b)、町代上京の方を選択しているのである。

右のように、帳切の際に新家持が立ち会わないことの代償行為としての〈判元見届けのための町代上京〉の持つ意味は、町の側に立てばどのように考えることができるか。

吉田伸之氏は、町中への加入儀礼である「みしられ・振舞」等について「新しい家持と町屋敷との人格的な結合にとって不可欠な意味あいをもつ」と意義づけているが、〈判元見届け〉も同様な意義を有する町中への加入儀礼のひとつとしてとらえられるべきものであろう。町中が本来、顔と顔を突き合わせる関係を基礎にした人的結合体としての性格を持つものであり、町屋敷はその所有者と不可分一体のものとして考えられたとすれば、抱屋敷の所有者交替の儀式である帳切に、新家持が立ち会わないこと自体が、まず原則からの大きな逸脱であると言えよう。〈判元見届けのための町代上京〉は、町代を派遣することによって（町代をいわば町の目・耳とすることによって）、この欠損を補い、新家持と町との、顔と顔を突き合わせる直接的関係をぎりぎりの線で維持しようとするものである。そしてこの儀礼行為を媒介にすることによって、吉田氏の言い方を借りれば「新しい家持と町屋敷との人格的結合」がまがりなりにも町中から承認されるものと言えるのではないか。〈判元見届けのための町代上京〉というこの一種の儀礼行為は、直接的利益・不利益のレベルをこえるが、町自身にとっては、結合の根幹にかかわる重要性を持つものであったと評価できる。

(1) 「永録」(三井文庫所蔵史料 本一一七)。

(2) たとえば、延享五年(一七四八)の高美(北家四代目)から高弥(新町家三代目)への譲り替えに關し、高麗橋一丁目町代安右衛門が上京した際の、京本店の「永書」(三井文庫所蔵史料 本一二四)の記事には、「大坂町代安右衛門(中略)御宅々江参上、どなた様へも御逢被遊証文御印形相済申候」とあり、町代が三井の同族に對面した上、譲り証文に印形を取っていることがわかる(史料3)も同様。〈判元見届けのための町代上京〉において、印形の確認は不可欠の要件のひとつであり、〈判元見届け〉を「判見」と称している事例もある。例えば(史料6)や、寛政五年(一七九三)二月の高麗橋三丁目抱屋敷の譲り替えの際の「大坂家方諸用留」(三井文庫所蔵史料 別一五七八)の記事など。

(3) 吉田「町人と町」(『講座日本歴史5近世1』一六八・一六九ページ)。

2 三井側の認識と対応

町にとつての〈判元見届けのための町代上京〉の意味を、右に述べたように単なる身元・印形確認にとどまらない、町中への加入儀礼のひとつとして考えるならば、それに対して、三井の側にとつて町からの〈判元見届けのための町代上京〉の要求は、どのようなものとしてとらえられているか。

三井の側の認識をとらえる事例として、文化十一年（一八一四）の高麗橋三丁目の抱屋敷の譲り替えの際の、〈判元見届けのための町代上京〉をめぐる三井と高麗橋三丁目側の折衝を記した「永録」の記事を掲げる。

〔史料2〕⁽¹⁾

高麗橋三丁目御譲替一卷

一 当町御譲替之儀（略）寛政十二申年高郷元之助様、高経元五郎様江御譲替之節ハ、町代御判元ニも不登手輕相済候ニ付、其節之振合ニいたし度、（略）其趣を以会所江向書付差出候処、則与次兵衛年寄省齋殿方江書付持参之上先格も示之不申、自分勝手ニより御判元ニ上京候積ニ決着いたし早々可罷登旨申之候ニ付、此跡寛政十二申年之振合も申達及懸合候へ共、是非上京可致旨年寄被申由申候ニ付、左候ハ、致方も無之旨申聞上京ニ相究遣候得共、丁代上京いたし而は於京都彼是面倒ニも有之老人も難登大造ニも有之且物入も多相懸り候儀、尤是迄兩度も上京無之相済格も有之候得は、年寄江内意申込手輕相済儀取計度、則川崎屋喜兵衛ハ当時老分ニ而年寄共別懸ニ付内談之儀相頼、則当店先格書留メも見せ遣し被及内談候処、年寄ハ先格も存無之与二兵衛口利口ニ申ニまかせ町代上京趣ニ被申付候得共、先格書留も見被申候上は一存ニも難取計候間老分之衆中呼寄可及内談旨被申聞、即夕寄会被及内談候上川喜を以被及返答候は、表向町分々之返答ニハ町代判元ニ為差登可申歟又ハ御主人方御下坂之上御調印被成候歟兩様之内何れ共御取計可被成旨ニ而、則与二兵衛町中為使店表江來候、川喜ハ内意之返答ニハ、主人共罷下候処折節不快ニ付会所江難罷出、仍之市郎兵衛印形持参罷出候様取計可申との内々返答ニ付厚及挨拶、則三月十三日右之趣ニ而市郎兵衛印形持参書物調印無滞相済申候（以下略）

結論から言えば、三井の側は、〈判元見届けのための町代上京〉を好ましからざるものとらえており、なるべく〈判元見届け〉なしで済ませようと町の側と交渉している。すなわちこの一件の経過は次のとおり。三井大坂両替店の側では、当初寛政一二年（一八〇〇）の先例をたてに、町代の上京なしで済ませようというもくろみだったが、町代の与次兵衛が、「ぜひ町代を上京させたいと町年寄が言っている」と言うので、一旦は町代の上京が決まった。しかし三井の側ではそれを不都合として、懇意の川崎屋喜兵衛を介して町年寄にはたらきかけた。その結果、〈町代上京か、またはその代わりに新家持が大坂に下って来て帳切に立ち会うこと、しかし実際は不快を名目として新家持は立ち会わなくともよいこと〉という回答を引き出した。これにより、三月一三日に代判松野市郎兵衛が印形を高麗橋三丁目会所に持参して帳切を済ませた。

この史料で注目したいのは、次の四点である。

- (1) 三井の側が、〈判元見届けのための町代上京〉について回避を計ろうとするのは、「丁代上京いたし而は於京都彼是面倒ニも有之、老人も難登大造ニも有之且物入も多相懸り候儀」という理由であること（傍線b）。
- (2) 今回の抱屋敷譲り替えに際しての、〈判元見届けのための町代上京〉要求は、三井側の目には、「年寄ハ先格も存無之」ことをよいことに、町代与次兵衛が「自分勝手ニ」「口利口ニ申ニまかせ」決められたものと映っていること（傍線a、b）。すなわち三井側にとっては、〈判元見届けのための町代上京〉の要求は町代の恣意によるものととらえられ、〈判元見届け〉が町の結合原理に関わる大事であることは認識の埒外にあることが窺える。

(3) 以上の認識にもかかわらず、三井側は寛政一二年の先例を言い立てるのみで、〈判元見届けのための町代上京〉要求を直接的に否定する論理を持たないこと。それにもかかわらず一旦決まった〈判元見届けのための町代上京〉を撤回させるために、「当時老分ニ而年寄共別懇」で大坂両替店とも懇意の川崎屋喜兵衛を間に立てて、内々で折衝を行なわ

せていること（傍線c）。

(4) 結局は〈判元見届けのための町代上京〉を回避できたが、それは〈表向き町の言い分に従う形式をとるが、実際は従わない〉という不明瞭な回りくどい手段によるものであったこと。すなわち「表向町分々の返答」（町代が伝達）は〈①町代を判元見届けに上京させるか、②「主人」⇨新家持が大坂に下つて譲り替えの手続きをするか、のいずれかを選べ〉というものだったが（傍線e）、「内意之返答」（川崎屋喜兵衛が伝達）では〈新家持が大坂したが、たまたま不快で高麗橋三丁目の会所へ出頭できないので代判の松野市郎兵衛が印形を持参した形にする〉（すなわち新家持は下坂に及ばない）（傍線f）ことで決着させたのであった。名を捨て実を取るかたちで、自らの主張を実現させていることは、町に対する大商人の優越性を示すものとも言えるが、ここでは表向き〈新家持の下坂か、さもなければ町代上京〉という町の要求に従う形式をとらざるをえないという点を重視したい。

右等の事例から、抱屋敷譲り替えの際の〈判元見届けのための町代上京〉に対する三井側の認識（なぜ回避しようとするのか）および対応の特色について整理してみたい。

まず三井の側が〈判元見届けのための町代上京〉を避けようとしている理由については以下の三点が考えられる。

(1) 出費をきらう。この点は「史料2」の傍線bに明示されている。「史料1」から見て取れるように上京してきた町代に対してはそれなりの接待が必要である。また京都への上り下りの舟賃も三井側の負担となった。

(2) 家持（三井家同族）が町との接触の煩わしさをきらう。ここで留意すべき点は、①大部分の抱屋敷の名前人⇨家持である三井家同族は京都に居住していること、②三井家同族は財産共有制をとっており、抱屋敷は個々の家持（⇨三井家同族）の所有物としては意識されていないこと、の二点である。⁽²⁾ これらを念頭におくならば、当の抱屋敷の家持にとって大坂の町との関係は深くなりえず、大坂の町への帰属意識をもつこともないと考えてよい。したがって大坂の町に

とっては、単なる身元・印形確認にとどまらない重要な意味を持つ（判元見届けのための町代上京）も、三井の同族にとっては単に煩わしい儀式としてしかとらえられなかったと考えられる。

(3) 家持に関して町へ申告している事柄について、事実とのずれの露見を恐れる。つまり三井の側の事情により、大坂の町に届け出である家持の住所・年令が事実と相違したり、家持の交替の町への届け出・手続きが遅れたりする場合はままあったので、町代が上京してくることに、そういった不備が露見、指摘されるおそれがあったのである。例えば文化一二年（一八一五）の平野町一丁目抱屋敷譲り替えの際の、大坂両替店から京両替店への報告には「若町代上京之方ニ相成候ハ、源右衛門様御所書と当時御住宅と相違之儀、且御印も御町儀印と家方御印と相違いたし候儀等、町代上京之上彼是故障申候而は如何と存候³⁾」とある。平野町一丁目に届け出である家持・源右衛門（小石川家六代目高益）の住所が現住所と異なり、また印形も届け出であるもの（家方御印）と京都の現住所で用いているもの（御町儀印）が違っているの、上京して来た町代に見咎められることを懸念しているのである⁴⁾。

次に三井の側が町代の（判元見届けのための町代上京）を回避しようとするためにとった行動の特色については、「史料2」に関して述べた次の二点をあげておきたい。

- (1) 三井側では、町の側の（判元見届けのための町代上京）要求を直接的に否定する論理、正当性をもっていない。
- (2) 交渉においては、内々のはたらきかけによって実質を得るにしても外面的には町の側の要求に従い、町の面目を保つ形でなければならぬ。

個別の町という区切られた世界においては、数十か町に抱屋敷を持つ大商人といえども、町の一員としての規制をうけざるを得ないという一面を引きずっているのである。

(1) 「永録」(三井文庫所蔵史料 本一一九)。この一件の史料については、賀川隆行・樋口知子「大坂高麗橋三丁目」の『水帳』と『毎月家持借屋人別判形帳』並びに三井両替店譲り替史料」(『三井文庫論叢』一七号、一九八三年)史料16に全文が紹介されている。

(2) 西坂「三井大坂両替店の抱屋敷管理と代判人・家守」(『三井文庫論叢』二二号)九九―一〇一ページ。

(3) 「大坂家方諸用留」(三井文庫所蔵史料 別一五七八)。

(4) 実際に、寛政七年(一七九五)正月に所用で上京して来た麴町の町代によって、源右衛門名前の交替がまだ町に届けられていなかったことが発覚したという事例がある(『大坂家方諸用留』三井文庫所蔵史料 別一五七八、くわしくは第二章2節の注(8)参照)。

二 判元見届けにみる町々と三井の關係の推移

第1表は、三井が大坂において所有した抱屋敷について、判元見届けのための町代上京が実行された事例をまとめたものである。これによれば、延享五年(一七四八)六月の事例を嚆矢とし、寛政七年(一七九五)二月の事例を最後としている。この表から判元見届けのための町代上京は、十八世紀において特有の事象といえる。本章では判元見届けのための町代上京の登場と消滅の過程を明らかにすることによって、十八世紀後半から十九世紀前半にかけての町と三井の關係を検討していきたい。

事例としては、1三井の大坂本店の敷地である高麗橋一丁目南側四軒役抱屋敷、および2斎藤町抱屋敷における譲り替えのありかたを通時的に取り上げる。具体的には、抱屋敷譲り替えに伴う一連の諸儀札行為のうち、判元見届けのための町代上京、帳切(水帳の名義書き換え)、帳切後の町に対する新家持の挨拶に注目したい。

大坂の町々と三井（西坂）

第1表 大坂の町々による判元見届けのための町代上京

年 月	町代を上京させた町々	譲り替え
延享5年6月 (1748)	高麗橋一丁目・本靱町	高美から高弥へ (北④) (新③)
寛延元年10月 (1748)	備後町五丁目	高房から高弥へ (北③) (新③)
宝暦4年9月 (1754)	梶木町・大川町	政俊から政熙へ (家②) (家③)
宝暦6年6月 (1756)	高麗橋一丁目	[香具屋妙信抱屋敷と高典名前] 抱屋敷との交換
明和7年正月 (1770)	高麗橋一丁目・本靱町	高弥から高登へ (新③) (伊③)
安永4年正月 (1775)	高麗橋一丁目・本靱町	高登から高清へ (伊③) (北⑥)
安永7年10月 (1778)	斎藤町・麴町	高弥から高雅へ (新③) (新⑥)
天明5年9月 (1785)	高麗橋一丁目	高董から高経へ (小④) (小⑥)
寛政5年2月 (1793)	高麗橋三丁目	高雅から高民へ (新⑥) (室⑥)
寛政7年 (1795)	斎藤町・麴町・平野町一丁目	高雅から高就へ (新⑥) (北⑦)

出所) 「永録」(三井文庫所蔵史料 本 116~118)。

注) 北=北家, 伊=伊皿子家, 新=新町家, 室=室町家, 小=小石川家,
家=家原家, 丸内数字は代数。

(1) 実行はされなかったが、町から判元見届け

のための町代上京へ要求があったということでは、元文四年(一七三九)八月の高麗橋一丁目からの要求が最も古い。ただしこれは譲り替えではなく、本店向側抱屋敷の家持(高勝、伊皿子家二代目)改名に關してのものである。大坂両替店の「永録」(三井文庫所蔵史料 本一一六)の記事には「判元見届三指為登可申候得共断申入」とあり、町代の上京はなされなかった。一方、最後の要求は、文政八年(一八二五)の斎藤町等からのものである(本章2節参照)。

(2)

ここで言及して置かなければならないのは、三井の抱屋敷が存在するすべての町が、判元見届けのための町代上京を実行しているわけではないことである。第1表から判元見届けのための町代上京を行なっていることが確かめられる町は、高麗橋一丁目・高麗橋三丁目・本靱町・備後町五丁目・平野町一丁目・斎藤町・麴町・梶木町・大川町の九か町である。これらは比較的早くから三井が抱屋敷を持っていた町々である。第1表に見られるように、判元見届けのための町代上京自体が十九世紀には消

減していくものであるため、十八世紀末期以後に取得した抱屋敷の所在する町々からはこの要求は見られない。また古くから抱屋敷を通して三井と関係を持った町でも、判元見届けのための町代上京を行なっていないところがある。これについては、町はそれぞれが固有の慣習・町目目を有する自律的な団体であり、内部構造も多様であるから、いずれもが直接的接触を基盤とする人的結合体としての本来の性格を持つとしても、町によって強弱および発現形態のちがいが生ずることによるものと考えておきたい。

1 高麗橋一丁目の場合

高麗橋一丁目（現在の大阪市東区高麗橋一・二丁目のうち）は、越後屋の大坂本店をはじめ、島田夷屋、岩城榊屋など大商人の出店が存在することにより、町の人的構成における三井やその他の大商人の比重が大きく、⁽¹⁾「大商人に従属する町共同体」としての性格が指摘されている。⁽²⁾抱屋敷について見ても、高麗橋一丁目の役数合計五二のうち、三井は九役半相当の抱屋敷を所有している。⁽³⁾ここではそのうち高麗橋一丁目の南側四軒役抱屋敷を取り上げる。この抱屋敷は、元禄三年（一六九〇）・同八年（一六九五）・享保九年（一七二四）にそれぞれ取得した三か所の隣接した抱屋敷をひとまとめにしたものであり、大坂本店の敷地の主要部分である。抱屋敷名前は、十八世紀前半以降一貫して三井八郎右衛門であり、三井が大坂において所有する抱屋敷群のうちで最重要のもののひとつである。なお譲り替えなどは、常に本靱町抱屋敷（高麗橋一丁目南側四軒役抱屋敷と背中合わせになっている）と一括されて扱われている。

譲り替えの当事者および代判家守・町年寄・町代については第2表に示したとおりである。

(i) 享保二年（一七一七）の高治から高房への譲り替え

三井高治（三井高利三男、新町家初代）から甥の高房（北家三代目）への八郎右衛門名前譲り替えに伴い、抱屋敷の譲り替えも行なわれたと推測される。大坂両替店の「日記録」によれば、新八郎右衛門（高房）は、八月五日から一二

第2表 高麗橋一丁目南側四軒役抱屋敷の譲り替え

年 月	譲り替え	代判家守	町年寄	町代
(i) 享保2年8月 (1717)	高治から高房へ (新①) (北③)	(小野十右衛門)	—	—
(ii) 享保19年 (1734)	高房から高方へ (北③) (新②)	(小野十右衛門)	—	—
(iii) 寛保元年 (1741)	高方から高美へ (新②) (北④)	(小野十右衛門)	—	—
(iv) 延享5年6月 (1748)	高美から高弥へ (北④) (新③)	小野十右衛門	尼崎屋平助	安右衛門
(v) 明和7年正月 (1770)	高弥から高登へ (新③) (伊③)	小野十右衛門	尼崎屋平助	勘 蔵
(vi) 安永4年正月 (1775)	高登から高清へ (伊③) (北⑥)	小野十右衛門	尼崎屋平助	勘 蔵
(vii) 安永8年正月 (1779)	高清から高祐へ (北⑥) (北⑥)	小野十右衛門	尼崎屋平助	勘 蔵
(viii) 文化12年12月 (1815)	高祐から高雅へ (北⑥) (新⑥)	小野十右衛門	河内屋三右衛門	—
(ix) 文政13年2月 (1830)	高雅から高満へ (新⑥) (新⑥)	小野十郎助 代十右衛門	河内屋三右衛門	—
(x) 天保9年4月 (1838)	高満から高福へ (新⑥) (北③)	小野十右衛門	泉屋久左衛門	—

出所) 「永録」(三井文庫所蔵史料 本 116~121)。

- 注) 1. 北=北家, 伊=伊皿子家, 新=新町家, 丸内数字は代数。
 2. —は不明。代判家守欄()内は推定。
 3. 厳密に言えば、当該抱屋敷の名前人(家持)の変遷が史料のうえから明確にわかるのは、(iv)以降である。この表では、高美(北④)以前については、八郎右衛門名前の譲り替えをもって当該抱屋敷の譲り替えとみなしている。

日の間、大坂に滞在しており、この間の記事に「十日、八郎右衛門様御儀、^(高麗橋)三丁目、^(本町)鞆町名前切替濟候事」、「十一日、八郎右衛門様、^(高麗橋)巷丁目名前切替相濟候事」とあり、一日に高麗橋一丁目の抱屋敷の帳切が済んでいることがわかる。次節で述べる斎藤町の延享五年(一七四八)の事例と考え合わせれば、新家持八郎右衛門(高房)自身が帳切に臨んだのではないかと考えられる。前章で〈判元見届けのための町代上京〉を帳切の際に新家持が立ち合わないことの代償行為と性格づけたが、〈判元見届けのための町代上京〉がなされる以前には、新家持が帳切に立ち会うという段階が実際にあったことが推察されるのである。

(ii) 享保一九年(一七三四)の高

房から高方への譲り替え

高房から従弟の高方（新町家二代目）への八郎右衛門名前譲り替えに伴い、抱屋敷の譲り替えも行なわれたと推測される。京本店の「永書」によれば、七月二十六日に新八郎右衛門（高方）が大坂に下向しており、「八郎右衛門様此度大坂下向之上、町内御名前弘被仰出、則御町儀無残所首尾克御調被遊⁽⁵⁾」と記されている。この時も新家持が下坂の上、帳切を行なっているものと推察できる。

(Ⅲ) 寛保元年（一七四一）の高方から高美への譲り替え

高方の死去による、高美（北家四代目、町への届けによれば高方の甥）への八郎右衛門名前譲り替えに伴うものであるが、この時の抱屋敷の譲り替えについては、詳しい事情を記した史料が見当たらない。

(Ⅳ) 延享五年（一七四八）の高美から高弥への譲り替え

高美から弟の高弥（新町家三代目）への八郎右衛門名前譲り替えに伴うものであるが、この時には、新八郎右衛門（高弥）は帳切には立ち会わなかったらしい。その代わりに町代安右衛門が「判元見届け」のため上京している記事が、大坂両替店の「永録」に見えるので、次に掲げる。

〔史料3〕⁽⁶⁾

右御判元為見届町代安右衛門六月十八日夕船罷登申筈二付小野十右衛門十七日夕船ニ罷登、十八日於京都示合等仕候而翌十九日町代安右衛門旅宿へ致案内主中様方相廻り、御印形取之相済申候、尤本店ニ而小付飯等差出候由、元八様、宗工郎様、八郎右衛門様、金七舟足ツ、被遣候由（略）

これが高麗橋一丁目から三井に対して行なわれた最初の〈判元見届けのための町代上京〉である。前節で検討したごとく、新家持が帳切に立ち会わないことの代償行為として行なわれたと理解してよいだろう。この時も〔史料1〕で見たのと同様な形での町代による判元見届け、ならびに三井による応対がなされている。

(v) 明和七年（一七七〇）の高弥から高登への譲り替え^⑦

高弥から高登（伊皿子家三代目、町への届けによれば高弥の弟）への八郎右衛門名前の譲り替えに伴い、抱屋敷の譲り替えがなされた。

④ 大坂両替店の「永録」によれば、正月に家守小野十右衛門を介して譲り替えを申し入れたところ、高麗橋一丁目の側は、先家持（高弥）から町年寄尼崎屋平助宛の頼状の提出を要求、さらに〈判元見届けのための町代上京〉を要求した。これにより、正月二〇日に、高麗橋一丁目町代勘蔵が上京し、前回同様家守小野十右衛門に連れられて譲り替え証文の連署者である八郎兵衛（高弥）・八郎右衛門（高登）・勘右衛門（高長、小石川家三代目）に面会している（本鞆町町代太助も同道）。

⑥ 帳切は同二四日になされたが、③その後二月六日に八郎右衛門（高登）が下坂した際に、二月七日高麗橋一丁目の会所において新家持八郎右衛門（高登）と年寄・五人組中との対面、盃事が行なわれている。

(vi) 安永四年（一七七五）の高登から高清への譲り替え^⑧

高登から高清（北家五代目、町への届けによれば高登の甥）への八郎右衛門名前譲り替えに伴い、抱屋敷の譲り替えが行なわれた。

⑧ 正月二日に八郎右衛門改め元八（高登）から町年寄尼崎屋平助宛に頼状が出されたのをうけ、〔史料1〕に示したとおり、同二六日に町代勘蔵が家守小野十右衛門に連れられ〈判元見届け〉のため上京、元八（高登）・元之助（高典、

新町家四代目）・助八（高董、小石川家四代目）・八郎右衛門（高濤）宅を回っている（本鞆町の町代太助も同道）。

① 帳切は同月晦日高麗橋一丁目会所において行なわれ、三井の側からは家守小野十右衛門、大坂本店出店預り中西庄右衛門、それに八郎右衛門名代の形で大坂両替店組頭役沢井半六が出席した。

② その後、八郎右衛門（高濤）が大坂に下向した際に、高麗橋一丁目会所で五人組と対面し、水帳に印形を押し、互いに盃を交わしている。

（Ⅶ）安永八年（一七七九）の高濤から高祐への譲り替え

高濤から長男の高祐（北家六代目）への八郎右衛門名前の譲り替えに伴い、抱屋敷の譲り替えが行なわれた。

③ 「永録」や「大坂家方諸用留」には譲り替えの証文が掲載されているだけで詳細はわからないのだが、町代の上京はなかったらしい。

④ 帳切の日付は不明だが、帳切が済んだ後、家守小野十右衛門と大坂本店出店預り庄右衛門が連れ立って町内の挨拶回りをしている記事が「永録」に見える。

⑤ 二月に八郎右衛門（高祐、北家六代目）が下坂して、高麗橋一丁目会所において町年寄と対面、水帳に印形を押すという儀式を執り行なっている。「永録」には「此度ハ五人組立会無之并御盃逆も無御座候」と、今回は五人組の立ち会いもなく、盃事もなかったことが特記されていることが注目される。

（Ⅷ）文化一二年（一八一五）一二月の高祐から高雅への譲り替え⁽¹⁰⁾

高祐から高雅（新町家五代目、町への届けによれば高祐の弟）への八郎右衛門名前譲り替えに伴い、抱屋敷の譲り替えが行なわれた。町年寄は河内屋三右衛門に替わっている。

⑥ 一二月に家守小野十右衛門から町年寄に譲り替えの意向を伝え、その際に①八郎右衛門（高濤）は病気で下坂でき

ないので、帳切には名代を遣わしたいこと、②文化七年（一八一〇）の三井次郎右衛門名前抱屋敷（高麗橋一丁目八百屋町角屋敷・同町本店隣屋敷・同町北側の三か所）の譲り替え、同一二年八月の三井源右衛門名前抱屋敷（高麗橋一丁目南北二か所）の譲り替えといった、近年の高麗橋一丁目における譲り替えの場合と同様に、〈判元見届けのための町代上京〉を行なわないで済ませることを要求している。高麗橋一丁目の側では、当該抱屋敷は三井八郎右衛門名前の出店の敷地であるので他の抱屋敷とは事情が異なると主張するが、結局三井の側の要求を認めて、町代の上京は行なわれていない。この時の譲り替えでは、この抱屋敷の他にも、本鞆町・白髪町・備後町四丁目・堂島一丁目の抱屋敷も名前替えがなされたが、いずれも町代の上京は行なわれなで済み、一二月二〇日付けの「大坂家方諸用留」の記事には「何れも町代御判元上京も無之相済致御同慶候」と記されている。

⑥ 帳切は一二月一七日に行なわれ、三井の側からは、八郎右衛門名代として大坂本店の出店預り支配人柴田勘助代岩井武右衛門、親類三井次郎右衛門他の名代として大坂両替店組頭格西村定次郎、代判家守小野十右衛門が出席した。高麗橋一丁目会所で年寄・五人組らの立会の上、手続きを済ませ、盃事を行ない、八郎右衛門名代と代判家守の兩人が挨拶のため高麗橋一丁目町内を回っている。譲り替えの入用のうちに「判元上京無之候ニ付別段祝儀」という費目が見られ、町代に金二〇〇疋、下役中に金二朱が支払われていることが注目される。

⑦ この後、八郎右衛門（高雅）が、下坂のおりに抱屋敷の譲り替えに關して高麗橋一丁目に挨拶しているような記事は「永録」「日記録」には見られない。

(IX) 文政一三年（一八三〇）二月の高雅から高満への譲り替え⁽¹²⁾

高雅から養子の高満（新町家六代目）への八郎右衛門名前の譲り替えに伴い、抱屋敷の譲り替えが行なわれた。

⑧ 家守小野十郎助が病氣のため、その悴の十右衛門から町年寄へ譲り替えの意向を伝え、「是迄之通名代差出し申度、

且町代判元ニ登り不申候様致度」と申し入れている。前回と同内容の申し入れであるが、帳切の際に新家持に代わって名代を差出すことについては、前回は名前前人の病気を理由としていたのに対し、今回は「是迄之通」ということで、前回を先例として根拠づけている点が注目される。これに対し町年寄の側では、「無子細、是迄之通りニ而取計可申」とその申し出をすんなりと受け入れてしまっている。

⑥ 帳切の手続きは二月三日に行なわれた。三井八郎右衛門名代として大坂本店の出店預り支配人太田平兵衛・三井側の親類名代として大坂両替店組頭格菅野嘉五郎、それに代判家守小野十郎助代十右衛門が出席、高麗橋一丁目会所で町年寄・五人組などの立会の上、手続きを済ませ、太田平兵衛・小野十右衛門の兩人が町内を回っている。前回と異なるのは、恒例の盆事が延引となっていることである。譲り替えの入用には、前回同様「判元上京無之候ニ付別段祝儀」として前回と同額が町代と下役二名に支払われている。

⑦ この後、八郎右衛門（高満）が大坂に下向したおりに、譲り替えに関して高麗橋一丁目に挨拶しているような記事は「永録」「日記録」には見られない。

(X) 天保九年（一八三八）の高満から高福への譲り替え

高満から高福（北家八代目、町への届けによれば高満の甥）への八郎右衛門名前譲り替えに伴う抱屋敷譲り替えであるが、帳切の具体的な経過については、もはや「永録」や「大坂家方諸用留」には表われなくなっている。町代上京も行なわれなかったことは、譲り替え入用の費目の中に「判元上京無之候ニ付別段心付¹³⁾」があり、前回、前々回と同額が町代と下役二名に支払われていることからわかる。

以上、大坂本店の敷地になっている高麗橋一丁目四軒役の抱屋敷の譲り替えの際の、町と三井の交渉の在り方を、⑧ 判元見届けのための町代上京、⑨ 帳切、⑩ 新家持の下坂に着目して検討してきた。十八世紀から十九世紀半ばに

かけての変化については次のようにまとめることができる。

- (1) 享保期には、帳切に際して、新家持が下坂して、高麗橋一丁目の町年寄や五人組とともに手続きに立ち会っていることが推測される。⁽¹⁴⁾
- (2) 延享五年（一七四八）・明和七年（一七七〇）・安永四年（一七七五）の三度は、新家持が帳切に下坂しない代わりに、高麗橋一丁目の町代が上京して、〈判元の見届け〉すなわち新家持・譲り替えの証人との対面、印形の確認をおこなっている。このうち明和七年・安永四年については、帳切後、新家持が下坂した際に、高麗橋一丁目会所で町年寄・五人組と対面していることが確認できる。
- (3) 安永八年（一七七九）の場合、町代上京はなかったと見られる。帳切の後、新家持が下坂の通りに町年寄に挨拶しているが、これ以前とは異なり、五人組の立会も盃事も省略されている。
- (4) 文化一二年（一八一五）以降は、〈判元見届けのための町代上京〉は見られない。また帳切後、新家持が下坂の通りに町の会所で行なう町年寄に対する挨拶も記録上確認できなくなる。

- (1) 松本四郎「大坂北組高麗橋一丁目家持借家人別判形帳」〔三井文庫論叢〕九号、一九七五年。
- (2) 吉田伸之「近世都市と諸闘争」〔一揆3 一揆の構造〕、東京大学出版会、一九八一年 一九六ページ。
- (3) 松本「大坂北組高麗橋一丁目家持借家人別判形帳」〔三井文庫論叢〕九号 三三〇ページ。
- (4) 「日記録」〔三井文庫所蔵史料 本一〕。
- (5) 「永書」〔三井文庫所蔵史料 本一二三〕。
- (6) 「永録」〔三井文庫所蔵史料 本一一六〕。
- (7)(8) 「永録」〔三井文庫所蔵史料 本一一七〕。

(9) 「永録」(三井文庫所蔵史料 本一一八)。

(10) 「永録」(三井文庫所蔵史料 本一一九)。

(11) 「大坂家方諸用留」(三井文庫所蔵史料 別一五七八)。

(12) 「永録」(三井文庫所蔵史料 本一一〇)。

(13) 「永録」(三井文庫所蔵史料 本一一一)。

(14) 享保期の特色として、他国持の家持¹¹三井八郎右衛門と大坂の町との直接的接触が史料の上にはしばしばあらわれることがあげられる。大坂両替店の「日記録」(三井文庫所蔵史料 本一一六)には、享保二年(一七二六)から同一四年(一七二九)にかけて、三井八郎右衛門自身が、高麗橋三丁目(大坂両替店の所在地)の町年寄・五人組に「年礼」として挨拶している記事が連年みられる。例えば、享保一年(一七二六)二月の記事には、「十八日、八郎右衛門様御儀、今夜町年寄・組合へ年礼御勤被遊扇子箱御持参」とある。

2 齋藤町の場合

前節で検討した高麗橋一丁目南側四軒役抱屋敷は三井の抱屋敷のうちでも特別な位置を占めるものであるので、本節では、より一般的な抱屋敷の事例として、齋藤町(現在の大阪市西区江戸堀一丁目のうち)の抱屋敷の譲り替えについて検討したい。齋藤町の抱屋敷を取り上げるのは、十八世紀前半から幕末までの長期にわたって三井の抱屋敷であったことにより、その間の変化を検討するのに都合がよいことによる。

齋藤町の三井の抱屋敷は、同町東南角・同西之方・同西南井地屋敷の三か所で、これらは互いに隣接しており、合わせて四軒役であった。これらは元文二年(一七三七)八月に伊丹の升屋九郎左衛門より買得したもので、当初は三井高房(崇清、北家三代目)が名前人であった。¹²⁾高麗橋一丁目南側四軒役抱屋敷が大坂本店の店舗用地として使われていたのに対し、ここでは、大坂における他の多くの三井の抱屋敷と同様に、三井が借家を建て、借家人から宿賃を收取する、

大坂の町々と三井（西坂）

第3表 齋藤町抱屋敷の譲り替え

年 月	譲り替え	代判家守	町年寄	町代
(i) 寛延元年12月 (1748)	高房から高弥へ (北③) (新③)	岡田彦次郎	加賀屋新右衛門	—
(ii) 安永7年10月 (1778)	高弥から高雅へ (新③) (新⑤)	岡田彦次郎	加賀屋新右衛門	源兵衛
(iii) 寛政7年2月 (1795)	高雅から高就へ (新⑤) (北⑦)	岡田十助	加賀屋新右衛門	庄次郎
(iv) 文政8年2月 (1825)	高就から高益へ (北⑦) (小⑥)	(代判)石井与三兵衛 (家守)川崎屋喜兵衛	米屋佐兵衛	—
(v) 安政5年6月 (1858)	高益から高朗へ (小⑥) (北⑨)	(代判)木村与三次郎 (家守)吹田屋宗助	淀屋金兵衛	—

出所)「永録」(三井文庫所蔵史料 本 116~112)。

注) 北=北家, 新=新町家, 小=小石川家, 丸内数字は代敷。—は不明。

一般的な形態の町屋敷経営が行なわれていた。

譲り替えの当事者および代判人・家守・町年寄・町代については第3表に示してある通りである。

(i) 寛延元年(一七四八)の高房から高弥への譲り替え⁽²⁾

寛延元年(一七四八)一〇月に高房(崇清)が死去し、高房の名義となっていた齋藤町抱屋敷は、三男の高弥(八郎右衛門、新町家三代目)に譲り替えられることになった。大坂両替店の「永録」には、越後屋八郎右衛門(高弥)・越後屋宗工郎(高美、北家四代目)・越後屋元八(高勝、伊皿子家二代目)の連名で齋藤町年寄加賀屋新右衛門・町人中に宛て出された譲り替え一札が控えられているのに続いて、三井と齋藤町の交渉が次のように記されている(傍線筆者)。

〔史料4〕⁽³⁾

右帳切、本人不罷下、印形外町ニ而御引合相済給候様申込候得共、御本人御印無之候而は難相済趣申候、八郎右衛門様御儀此節御不快ニ付其趣断申入置、其後御快氣被遊、十二月十八日夕御下向、翌十九日帳切相済、八郎右衛門様会所へ御出被遊印形相済御帰被遊、跡ニ而定之通一汁三菜之料理差出、元八様・宗工様御判元ハ十二月上旬宗工様御儀折節御下向御逗留被遊候ニ付、当店へ町代判元見届ニ參、元八様御印形も宗工様御持出御押被遊候、右之節町代へ

三井の側としては新家持の下坂を行なわずに済まそうとしたが、結局齋藤町の意向に従い、八郎右衛門（高弥）自身が齋藤町会所に向いて帳切に立ち会っていることに注目したい（傍線部）。ただし会食には同席せず、すぐ引き上げている。証人二名については、宗工郎（高美）がたまたま下坂してきた機会を利用して、大坂両替店において齋藤町の町代が〈判元見届け〉を行なっている。

また今回の譲り替えの対象は、齋藤町以外には、高麗橋三丁目・本鞆町・平野町一丁目・江戸堀二丁目・麴町・備後町五丁目の六か町の抱屋敷であるが、「永録」には「十二月十八日夕船八郎右衛門様御下向、此度御名前替之町々へ御廻被遊、御持参左之通」として、六か町（高麗橋三丁目・本鞆町・平野町壱丁目・江戸堀・麴町・備後町）の名と、各町の年寄への進物が記されており、八郎右衛門（高弥）がこの六か町を挨拶に廻ったことが窺える。この中で「齋藤町へは帳切之節御立会被遊候ニ付御持参物なし」と注記があることから、この六か町については、齋藤町とは異なり、帳切の際に八郎右衛門が立ち会うことはせず、事後の挨拶として回っているものらしい。

この齋藤町の事例から、〈判元見届けのための町代上京〉がなされる段階に先立って、新家持が下坂して立ち会う段階があったことが、事実として明らかにできたと見えよう。

(ⅱ) 安永七年（一七七八）の高弥から高雅への譲り替え⁽⁴⁾

安永七年（一七七八）八月に高弥が死去し、齋藤町の抱屋敷の名前人は実子の高雅（源右衛門、新町家五代目）が引き継ぐことになった。「永録」には、齋藤町との交渉について次のように記されている。

〔史料5〕⁽⁵⁾

十月十七日相済

齋藤町は先年宗清様より高弥様へ御譲請被遊候節、高弥様切替之節御下向被遊、高美宗二郎様先元八様御証人ニ御立御下向被遊
店表ニおゐて丁代御判元見届相済有之候ニ付、此度も源右衛門様御下向被遊候様ニ申立候得共、未御若年之上少々御勝レ不被
遊候ニ付、得罷下不申候間、元之助様御証人ニ而相済具レ候様ニ段々相頼候処、漸聞届有之候、併御判元ニ丁代為指登様ニ申
立候ニ付麴町丁代一揃ニ罷登御判元相済、源右衛門様御印形并ニ元之助様共会所へ彦次郎持参、万端相済候事（略）

⑤ 齋藤町の要求は、前回の譲り替えと同様に新家持が下坂するようにというものであった。町の言い分として「大坂
家方諸用留」には「大切成御譲り受之儀ニ候得は御本人様御近付ニ罷成不申候而は難相済旨」とある。「御本人様御近
付」云々というところに、顔と顔を突き合わせる直接的な関係を重視する町の立場がうかがえて興味深い。これに対し
三井の側は、新家持源右衛門が幼少（一四歳）であり、健康状態がすぐれないことを理由に下坂の免除を要請、ようやく
認めさせることに成功している。しかし「判元見届けのための町代上京」は受け入れざるを得なかった。齋藤町町代
源兵衛は、麴町町代十助とともに上京、一〇月一四日に源右衛門（高雅）に面会している。

⑥ 帳切は一〇月一七日に行なわれたらしく代判家守越後屋（岡田）彦次郎が新家持と証人の印形を持参して、齋藤町
の会所に向かっている。

(Ⅲ) 寛政七年（一七九五）の高雅から高就への譲り替え⁽⁷⁾

高雅から高就（北家七代目、町への届けによれば高雅の弟）への源右衛門名前の譲り替えは、三井内部では既に寛政
四年（一七九二）に行なわれていたのだが、源右衛門名前の抱屋敷（平野町一丁目・江戸堀二丁目・麴町・齋藤町）の
譲り替えの手続きはなされないまままで過ごされてきた。ところが寛政七年正月に麴町町代儀助が所用で上京した際

に、この事実が発覚し、三井側は急遽町々に譲り替えの手続きを申し出ることとなった。⁽⁸⁾

⑧「永録」によれば斎藤町の側は、今回も「御本人御出坂無御座候而は難相済」と新家持の大坂下向を要求したが、三井側が「精々相頼候」によって、新家持の下坂の代わりに町代を〈判元見届け〉に上京させることとなった。家守岡田十助が斎藤町町代庄次郎と麴町町代儀助を案内して上京、二月九日に新家持源右衛門（高就）・証人真八（高雅）に對面している。

⑨帳切は二月一六日に行なわれ、大坂両替店手代の石井彦四郎が新家持・証人の印形を斎藤町会所に持参して手続きを済ませている。

(IV) 文政八年（一八二五）二月の高就から高益への譲り替え⁽⁹⁾

高就（文化四年に三郎助と改名）から、高益（小石川家六代目、町への届けによれば高就の従弟）への三郎助名前の譲り替えに伴い、抱屋敷の譲り替えが行なわれた。町年寄は加賀屋新右衛門から米屋佐兵衛に替わっている。

⑩「永録」の「三郎助様御譲替井御改名一件」と題する記事から、三井と斎藤町をはじめとする町々との〈判元見届け〉のための町代上京をめぐる交渉経過を追ってみる。①今次の譲り替えでは、斎藤町の抱屋敷の外に、江戸堀二丁目・富田屋町・平野町一丁目・麴町の抱屋敷が譲り替えの対象となっていた。②このうち江戸堀二丁目と富田屋町は〈判元見届け〉のための町代上京の先例はなかったが、斎藤町と平野町一丁目・麴町は寛政七年（一七九五）の譲り替えの際に町代を〈判元見届け〉のため上京させており、「此度も先格之通上京為致可申旨」を三井に申し入れてきた。③これに對し、三井側は先家持（高就）は病氣療養のため奈良に滞在中、新家持（高益、小石川家六代目）は江戸に下向中で、兩人とも京都にいないことを理由にして、町代の上京を行なわないで帳切の手続きを済ませるよう掛け合ったが、町の側では、町代上京を「町法」であると主張して、三井側の申し出を受け入れなかった。④かくて切り替えが延引するう

ちに、三井側は家守を介して町々に働き掛け、平野町一丁目との間で、大坂の三井の「別家手代之衆」が上京し、先家持・新家持の印形を取り、一札を差し出すことを以て帳切を取り計らうということであ協がはかられ、齋藤町・翹町ともこの案で解決を図ろうとしたが、齋藤町の五人組の中に一人不承知の者が居て失敗。⑤文政八年（一八二五）の春になって、三井側は齋藤町の家守川崎屋喜兵衛をもって「町内老分」へ頼み込んだところ、齋藤町の年番堺屋源兵衛という人物が引き受け町内に掛け合ったことにより、ようやく齋藤町の町内の合意がとれた。⑥すなわち齋藤町は平野町一丁目同様の手続きで妥協、大坂両替店の宿持手代三名が上京し、先家持・新家持の印形を取り、一札を差し出すという形式をとった上で、譲り替えがなされることになった。⑦翹町も齋藤町と同様に承知したため、結局今回の譲り替えにおいてへ判元見届けのための町代上京は一切行なわれずに済んだ。⑧「永録」の記事ではこの件を総括して次のように述べている。

〔史料6〕⁽¹²⁾

此度右之通ニ而相済候得は、後之格ニ相成、最早何方共判見ニ上京無之相済可申候、若此後上京之儀申之町分有之候共、此度之儀を格ニいたし、上京無之相済候様取計可申事

すなわち文政八年（一八二五）の高就から高益への譲り替え一件の落着を以て、三井の側では、これを「先格」とすることによって、へ判元見届けのための町代上京」という、三井にとっては迷惑としてしかとらえられない町々の慣習を克服しえたと考えていたことが示されている。

⑨帳切は二月一五日に行なわれ、抱屋敷代判石井与三兵衛が印形を持参し、石田十兵衛、家守川崎屋喜兵衛を伴い、

齋藤町会所で手続きを済ましている。譲り替え入用の費目を見れば、「町代判元上京不致候へ共先格之通遣ス」として金二〇〇疋、「下役兩人へ同断」として各銀一両、また「老分之内堺屋源兵衛江、町代上京相止め出銀減方等彼是世話被致候ニ付為挨拶差贈申候」として生肴一折（代銀一一匁五分）が支出されていることが注目される。

(V) 安政五年（一八五八）六月の高益から高朗への譲り替え¹³

安政五年（一八五八）二月に高益が死去し、齋藤町の抱屋敷の名前人は、高朗（次郎右衛門、北家九代目、町への届けによれば高益の甥）に引き継がれたが、「永録」には「判元見届けのための町代上京」や帳切をめぐる町の具体的な交渉経過は記されなくなっている。譲り替え入用にも、町代上京にかかわる費目は見られない。この時も、前回と同様の手続き、すなわち大坂両替店の宿持手代が上京し、先家持・新家持の印形をとり、一札を差し出すことで帳切が取り計らわれているのだが、注目されるのは、その一札には「名前切替之節譲り主助八、譲り請次郎右衛門共、御町内江出席之上切替一切調印可仕処、当時兩人共病氣ニ付得罷下不申」とあることである。本来、新家持が帳切に立ち会うべきであるという建前自体はこの時期においても消滅していないことが窺われる。

齋藤町の抱屋敷の譲り替えの際の、町の要求と三井の対応のありかたについて検討してきたが、十八世紀なかばから十九世紀なかばにかけての変化については次のようにまとめることができよう。

(1) 寛延元年（一七四八）には、町の要求により新家持が下坂、齋藤町の会所に向いて帳切に立ち会っている。

(2) 安永七年（一七七八）、寛政七年（一七九五）の両度は、町の要求にも拘わらず新家持は帳切に際して下坂しない。その代わりに、齋藤町の町代が上京、「判元見届け」を行なっている。高麗橋一丁目南側四軒役抱屋敷（大坂本店敷地）の事例のように、帳切後新家持が下坂の際に町年寄・五人組に挨拶するということはない。

(3) 文政八年（一八二五）には、齋藤町はもはや新家持の下坂を要求せず、代わりに町代の上京を要求するが、三井の

側の執拗な働きかけによって、町代による〈判元見届け〉なしでの帳切を認めるようになった。これ以後〈判元見届け〉のための町代上京〉は行なわれなくなった。

本章では、高麗橋一丁目南側四軒役抱屋敷および斎藤町抱屋敷の譲り替えの際の、町々と京都住まいの新家持との儀礼的な関係の持ちかたについて検討を加えた。これについては、両町に共通する次の三段階の変遷をみとめることができよう。

〔第一段階〕新家持が自ら下坂して、抱屋敷の所在する町の会所で年寄・五人組らと対面し、帳切の手続きに立ち会う。

〔第二段階〕新家持は下坂せず、その代わりに抱屋敷の所在する町の町代が上京し、新家持と対面を遂げる。

〔第三段階〕新家持は下坂せず、その代わりにの〈判元見届けのための町代上京〉も行なわれなくなる。

かくして大坂の町と他国持抱屋敷の家持との、顔と顔を突き合わせる直接的接触の重要な機会が消滅した。本稿で検討対象とした〈判元見届けのための町代上京〉は右のような他国持に関する加入儀礼の変遷過程の中に位置付けて理解されるべきものである。

(1) 「家方要用留」(三井文庫所蔵史料 別二二四四―四)。

(2)(3) 「永録」(三井文庫所蔵史料 本一一六)。

(4)(5) 「永録」(三井文庫所蔵史料 本一一八)。

(6) 「大坂家方諸用留」(三井文庫所蔵史料 別一五七八)。

(7) 「永録」(三井文庫所蔵史料 本一一九)。

(8) この時の譲り替えの発端の事件、および対応に苦慮する三井(京両替店)側の様子については、以下に引用する「大坂家方諸用留」(三井文庫所蔵史料 別一五七八)の記事に詳しく記されている。この中にあらわれる「只今二而源右衛門様と申

候は何方ニ御座候哉」(傍線) という麴町町代の素朴な問いは、抱屋敷の家持が不明になってしまったことについての町の側の困惑をうかがうことができ、興味深い。

一 寛政四年子九月高雅源右衛門様真八様と御改名、高^(感)宗之助様御儀源右衛門様と御改名被遊候、且源右衛門様御名前抱屋敷江戸堀二丁目、麴町、斎藤町、平野町壱丁目、右四ヶ所町々江御譲り替之儀、御改名之初早速可申込候筈之処、町入用夥敷相掛り申候旁々ニ付彼は延引相成候処、当正月晦日麴町町代儀助と申者外公事用ニ而神泉苑町ニ旅宿いたし罷在候ニ付、当町会所江参り、大坂麴町源右衛門様御名前之抱屋敷有之候、源右衛門様御事矢張此節三郎助様方御同家被成哉と用人藤助江内々相尋候ニ付、只今ニ而ハ真八様と御改名被成候段右藤助申達候処、儀助申候は左候ハ、只今ニ而源右衛門様と申候は何方ニ御座候哉と相尋候由、仍之藤助店表へ當時源右衛門様住居之儀尋参り大坂町代と相尋候趣相咄し申候、右は定而源右衛門様御名前抱屋敷町向御届ケ未相済不申候ゆへ之儀と被存候、然ル御名前替被遊候ハ子九月ニ御座候得共年月等有体申候ハ、余り延引相成候ニ付、自然御名前替年月之儀町代相尋候ハ、去春以来之儀と程能申達候様藤助へ申含為返答候事

一 前件之趣ニ付大坂店委細及通達申候処、右町々へ申込御讓届不被遊候ハ而ハ相成かたく御座候旨登セ候ニ付、元方主中様方へ御伺申上右町々江申込候処(後略)

(9) 「永録」(三井文庫所蔵史料 本一一〇)。

(10) 大坂両替店の勘定名代石井与三兵衛・元方掛名代松野市郎兵衛、および別家の石田十兵衛の三名。

(11) ただし、この一札においても「名前切替之節、譲り主三郎助、讓請并藏兩人共、御町内江出席之上切替一切調印可仕処、當時兩人共病氣ニ付得罷下不申」という文言が記され、本来新家持が懐切に立ち会うべきであるという町の主張が、建前としては認められている。

(12) 「永録」(三井文庫所蔵史料 本一一〇)。

(13) 「永録」(三井文庫所蔵史料 本一一一)。

おわりに

本稿では、大坂の町々から京都の三井に対する〈判元見届けのための町代上京〉について、単なる身元・印形確認にとどまらない、町への加入儀礼の一種として位置づける視角から検討を加えた。その結果は次のようにまとめられる。

(1) 大坂の町々による〈判元見届けのための町代上京〉が行なわれるようになる前段階として、新家持（京都住まいの三井家同族）が下坂して、抱屋敷の帳切に立ち会っている時代が存在したこと（十八世紀前半以前）。

(2) 〈判元見届けのための町代上京〉は、帳切の際に新家持が立ち会わないことの代償行為であること。それは、町中の本来持つ、顔と顔をつきあわせる直接的関係に基づく結合のありかたを維持しようとする意識に発するものであり、他国持の大商人の抱屋敷所有に対する町の抵抗・妥協の産物である。

(3) 三井の側は、〈判元見届けのための町代上京〉を消費・煩雑さの点から回避しようとする町にはたらきかけているが、町の要求に対し直接的に対抗・否定する論理は示し得ていないこと。町の側の規範・論理は、近世都市社会におけるいわば公的な論理であって、三井のような町に依存する必要のない大商人も、抱屋敷を持つ限りにおいてそれとの共存、もしくは表向きの尊重を余儀なくされている。⁽¹⁾

(4) 大坂の町々と三井の間において、〈判元見届けのための町代上京〉が実際に行なわれたのは、寛政七年（一七九五）が最後であり、文政八年（一八二五）以後は、三井の側ではこの問題自体が消滅したと認識していること。

それでは〈判元見届けのための町代上京〉の消滅について、どのような評価を与えるべきか。

三井の側に立って見れば、この一連の過程は、家持との直接的接触を維持しようとする町の側の抵抗を押し切って町

と家持個人の接触を廃してしまふ動きとしてとらえることができる。⁽²⁾ただし、筆者はこれをして町が三井に従属せしめられたことの表われであるとする見解はとらない。⁽³⁾

実際へ判元見届けのための町代上京は、三井の側のさしたる強力な論理や手段の行使も見ずに、時間が経過し、町年寄が交替していく中で消滅する結果となつたのであり、このことは、この事態の主要因を直接三井の圧力に帰するよりも、むしろ町々の側での町屋敷と家持との関係をめぐる状況変化によるところが大きいと考えるべきことを示唆する。すなわち繰り返し述べているようにへ判元見届けのための町代上京は、帳切の際に新家持が立ち会わないことの代償行為であるのだが、その消滅は、町と家持個人の直接的接触が町屋敷をもつことの不可欠な条件ではすでになくなっていくことを意味する。この動きは、吉田伸之氏が京都の町屋敷の売買証文をもとに論じたような⁽⁴⁾、町屋敷の人格性の希薄化Ⅱ物化のひとつの帰結としてとらえることができる。十九世紀の大坂では、町年寄を中心とする居付の家持側の大部分にとつても、町屋敷の人格性の認識が失われ、へ判元見届けは単なる過去の慣習としてしかとらえられなくなつていたという状況があつたのではないか。そしてその因つて来たる背景には、大坂の町々の中小の居付家持レベルにとつても、その経営・再生産の拠りどころとして、町や町屋敷が決定的な重要性を占めていた段階がすでに過去のものとなつてしまつている状況を想定することができる。⁽⁵⁾

本稿ではへ判元見届けのための町代上京について、主に町と三井の関係を軸に、両者の対抗関係として検討してきただのであるが、本来ならば両者に加えて言及されるべき町代自身の問題⁽⁶⁾、さらに大坂町奉行所の都市支配との関連⁽⁷⁾については検討することができなかつた。今後の課題としたい。

(1) へ判元見届けのための町代上京 要求以外に注目すべき抱屋敷に関する町の側の要求としては、拙稿で述べた抱屋敷家守の交替要求があげられる。へ判元見届けのための町代上京についてはなんとか問題解消に成功した三井だが、家守交替に

つては町の要求を基本的に受け入れざるを得なかった。たとえば、高麗橋一丁目では、三井所有の抱屋敷のうち八百屋町角・本店隣・北側の併せて三役半の抱屋敷の家守について、寛政年間から文化年間に都合三度にわたって、町から家守更迭の要求が出され、三井の側ではその都度それに従って家守を交替させている（西坂「三井大坂両替店の抱屋敷管理と代判人・家守」『三井文庫論叢』二二一―二四三・二四四ページ）。

(2) 拙稿「三井大坂両替店の抱屋敷管理と代判人・家守」（『三井文庫論叢』二二一―二四三）で検討した大坂両替店による抱屋敷の集中管理体制の問題に引き付けて言えば、〈判元見届けのための町代上京〉の消滅は、大坂の町々から京都へのチャンネルの切斷、大坂両替店への吸収を意味する。この観点からすれば、第二章²節（二七―二八ページ）で言及した、文政八年（一八二五）の段階での〈判元見届けのための町代上京〉問題の解消の成功は、大坂限りでの大坂両替店による抱屋敷管理体制の完成に一步近づいたものとして評価することができる。

(3) 大坂の町々と三井の軋轢については、〈三井のような個別の町に依拠せず、町を超えて活動するものたちが、区切られた小世界である町の論理（＝共同的規制）の束縛からの離脱を指向、その上でおこる摩擦〉として考えるのが妥当であろう。ちなみに吉田伸之氏は、十七世紀後半以降の都市社会の変容の中で、近世初期の自立的な町中が「商人・高利貸資本の下に從属する町中へと変容する」（『日本歴史大系3 近世』、山川出版社、一九八八年、六七九ページ）という評価を示している。本稿での検討の限りで言えば、大坂の町々が三井に「從属する」＝三井の意志に從わせられるとしても、それは大体の町と三井のような大商人が個別の町の規範から離脱すること＝例外的存在であることの承認（言い換えれば、三井を町の規範に從わせようとする町の意志が拒否されること——勿論このこと自体の持つ歴史的意義は重大である——）にとどまるのではないか。それも本稿で検討したように、町の規範を本来正当なものとして三井側に認めさせた上での処置である。また三井などの大商人の側としても、先に述べた町の規範からの離脱を例外的に認めさせること以外に、町を「從属」させようとする意志を持ったか、また「從属」させるメリットがあつたかどうかとも検討の余地がある。三井と個々の町人との間には從属関係の存在が認められるとしても、町と三井のような大商人の関係について「從属」という評価を与えることには躊躇せざるを得ない。

(4) 吉田「町人と町」（『講座日本歴史5 近世1』一七一―一七四ページ。ここでは吉田氏は、町屋敷所有の非・人格化＝物

化の要因について、専ら十七世紀中期以降の商人・高利貸資本の急速な成長に帰している。

- (5) 〈町屋敷の人格性の認識〉および〈顔と顔を突き合わせる関係を基礎にした人的結合体としての町中の性格〉と、〈家持の経営・再生産の抛りどころとしての町・町屋敷の決定的重要性〉は相即的關係にあると見なせる。大坂の中小の家持レベルで町や町屋敷が占めていた決定的重要性が失われた理由としては、さしあたり従来指摘されている、①町をこえた地縁的・職縁的結合の進展によって、信用供与の源泉としての町屋敷、経営・再生産のよりどころとして町の比重が低下したこと、②不在家持の増加（大商人・高利貸資本による抱屋敷集積）による町の内部構成の変化（「町の論理」の担い手である居付家持の減少）を挙げておきたい。

- (6) 〈判元見届けのための町代上京〉における町代の役割について、本稿では「町の目・耳」（七ページ）と評価したが、一面において町代自身も〈判元見届けのための町代上京〉の利害関係者の一人である。つまり、町代は〈判元見届けのための上京〉によって、ふだんの業務から離れ、三井側の費用で上京し、祝儀などを得ることができる訳である。「史料2」などにおいて、町代があたかも町の論理の代弁者として立ち現れることについては、このあたりの事情も勘案しなければならない。この点は町代の存在形態の具体的な検討を通して明らかにされなければならないだろう。

- (7) 〈判元見届けのための町代上京〉に限って言えば、大坂町奉行所側の直接的関与はなかったと言えるだろう。すなわち、本稿第1表で見られるように、三井の抱屋敷が存在するすべての町々が〈判元見届けのための町代上京〉を行なったわけではなく、また〈判元見届けのための町代上京〉を行なった町々の中でも、その登場と消滅には時間的な幅があるのであり、大坂町奉行所側の一律的な命令のもとに〈判元見届けのための町代上京〉がなされたとは見なせないからである。しかし、ずれにせよ、町人の町屋敷所有という問題の枠組みを立てるならば、幕府の都市支配との関わりについて論じることも不可欠であろうが、本稿ではなしえなかった。